

2023年10月

転落災害防止用昇降設備導入促進助成金（新設）

公益社団法人新潟県トラック協会

1. 事業概要

令和5年10月から労働安全衛生規則が改正され、最大積載量5トン以上のものに加えて、2トン以上5トン未満の貨物自動車についても「昇降設備の設置」が義務付けられたことを受け、荷台昇降のための昇降設備（車両へのステップ・グリップの取付は対象としない）を導入した際に、その費用の一部を助成する。

2. 助成金額

設備取得価格（税抜き）の50%または3,000円のいずれか低い額（1,000円未満端数切捨て）とし、県内認可営業所ごとに5台を上限に予算の範囲内で助成する。

3. 助成条件

以下の①～⑤をすべて満たすこと

- ①当協会会員事業者であること
- ②当該年度の4月1日から1月31日までに購入し、支払いが完了していること
- ③助成期間内に県内認可営業所に配置する事業用トラックに設置すること
- ④新品であること（中古品は対象外）
- ⑤1事業者あたり、認可営業所ごとに5車両分まで

4. 申請期限

当該年度の2月10日までとする。

5. 申請書類

- ・昇降設備導入促進助成金事業実績報告書（助成金交付請求書）
- ・導入内訳書（別紙1）
- ・請求明細書（写し）；メーカー、製品名 記載のもの
- ・領収書（写し）※領収書にメーカー、製品名の記載があれば、請求明細書は不要

昇降設備導入促進助成金交付要綱

2023年10月25日制定
公益社団法人 新潟県トラック協会

(事業趣旨)

第1条 公益社団法人新潟県トラック協会（以下「県ト協」という。）の会員事業者（以下「会員」という。）が、事業用トラックの荷台等からの転落事故防止を目的とした昇降設備の導入に対して助成金を交付し、車両への配備を促進する。

(助成対象となる昇降設備)

第2条 助成の対象は、単体の昇降設備であって、車両に取り付けるステップ・グリップは対象としない。当該年度の4月1日から翌年の1月31日までに購入し、支払いが完了した昇降設備とする。（中古品を除く。）新潟県内に所在する1認可営業所あたり5車両分を上限とする。（県ト協あて会員台帳報告台数の範囲内）

(助成金の交付額)

第3条 助成額は、取得価格（税抜き）の50%または3,000円のいずれか低い額（1,000円未満端数切捨て）を予算の範囲内で助成する。

(実績報告及び助成金の請求)

第4条 会員は、昇降設備の導入が完了したときは、当該年度の2月10日までに様式1の「昇降設備導入促進助成事業実績報告書（助成金交付請求書）」に必要書類を添えて協会に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第5条 会員は、交付対象となった装置が取得の日から起算して2年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付または担保（以下「処分」という。）に供してはならない。

(助成金の返還)

第6条 会員は交付対象となった昇降設備が、前条の処分期間内に次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、助成金を返還しなければならない。

1. 助成金の申請内容もしくはこれに付した条件、その法令もしくはこれにもとづく処分に違反したとき。
2. 会員資格を失ったとき、または助成を受けた昇降設備を他の都道府県に配置変更したとき。

(その他必要な事項)

第7条 本要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、県ト協が別にこれを定める。

(附 則)

本要綱は、2023年4月1日より適用する。

公益社団法人 新潟県トラック協会会長 殿

住 所

会社名

代表者

印

昇降設備導入促進助成金事業実績報告書
(助成金交付請求書)

「昇降設備導入促進助成金交付要綱」第 4 条に基づき、助成金の交付について、下記のとおり請求します。

記

1. 整理番号 :

～

2. 助成申請内容 : 別紙内訳書のとおり

3. 助成申請額 : _____ 円

※3,000 円/1 台、または取得価格の 50%の
いずれか低い額 (1,000 円未満の端数切り捨て)

4. 添付書類 :

様式 1 (導入内訳書)

請求明細書 (写) ; **メーカー、製品名** 記載のもの

領収書 (写) ※領収書に記載があれば、請求明細書は不要とする

5. 振込先銀行口座

・銀行名 :

銀行・信用金庫・信用組合

・支店名 :

本店・支店

・預金種別 :

普通・当座

・口座番号 :

フリガナ

・口座名義 :

5. 申請担当者

・氏 名 :

・電話番号 :

